

エコアクション 21 ロゴマーク使用規程

財団法人 地球環境戦略研究機関 持続性センター

平成 16 年 10 月 7 日制定

平成 20 年 7 月 1 日一部改正

1. 総則

1.1 目的

この規程は、エコアクション 21 認証・登録制度実施要領 1.4 項に基づき、エコアクション 21 の認証・登録を受けた認証・登録事業者、認定を受けたエコアクション 21 審査人、認定を受けたエコアクション 21 地域事務局及び委嘱を受けたエコアクション 21 参与(以下「関係者」という)がエコアクション 21 ロゴマーク(以下、「EA21 ロゴマーク」という)を使用するに当たって必要な事項を定めます。

1.2 EA21 ロゴマークについて

EA21 ロゴマークの商標権は、財団法人 地球環境戦略研究機関が保有し、その管理は、財団法人 地球環境戦略研究機関 持続性センター(以下「中央事務局という。))が行います。

1.3 EA21 ロゴマークの使用

関係者は、EA21 ロゴマークを本規程に基づき使用することができます。

1.4 EA21 ロゴマークの使用方法

関係者は、EA21 ロゴマークの使用に当たっては、別添の「エコアクション 21 ロゴマーク使用の手引」を必ず遵守して下さい。

2. 認証・登録事業者の EA21 ロゴマークの使用

2.1 使用期間

エコアクション 21 認証・登録事業者の EA21 ロゴマークの使用期間は、認証・登録証に記載された認証・登録日から 2 年間とします。その後更新審査を受審し、認証・登録が更新されなければ、継続して EA21 ロゴマークを使用することはできません。

2.2 認証・登録番号の表示

認証・登録事業者は、認証・登録証に記載されている認証・登録番号を EA21 ロゴマークの下段に必ず表示しなくてはなりません。

2.3 「食品リサイクル優良事業者」の標記

「エコアクション 21-食品関連事業者認証・登録制度」(平成 20 年 4 月より開始)における認証・登録事業者は、「エコアクション 21 食品関連事業者向けマニュアル」に基づき、食品リサイクルと環境への取組を行った食品リサイクル優良事業者として認証・登録されます。認証・登録事業者は、「食品リサイクル優良事業者」を EA21 ロゴマークの上段に標記することができます。

2.4 条件

使用に当たっては、以下の条件を遵守して下さい。

- 1) 認証・登録事業者は EA21 ロゴマークを第三者に譲渡又は貸与することはできません。
- 2) 認証取得について、新聞・雑誌等での発表、あるいは看板等への掲示を行う場合には、認証・登録範囲(認証・登録証に明記されています)について明示し、誤解が生じないように配慮しなければなりません。
- 3) EA21 ロゴマークは、認証・登録の範囲内で、自社のパンフレット、カタログ、レターヘッド、社員の名刺等に表示することはできますが、製品自体又はその包装にロゴマークを付けることはできません。
- 4) 組織の一部が認証を取得している場合、組織全体が認証取得しているものと誤解を招かないよう配慮しなければなりません。
- 5) 名刺に使用する場合は、認証・登録組織・サイトに所属し、登録活動範囲の業務に従事している者のみが使用できます。

3. 審査人及び参与の EA21 ロゴマークの使用

3.1 使用期間

エコアクション 21 審査人及びエコアクション 21 参与の EA21 ロゴマークの使用期間は、審査人は認定・登録後から 3 年間、参与は委嘱承諾から 3 年間とします。審査人はエコアクション 21 認証・登録制度実施要領 3.7 項で規定する審査人資格の更新がなされない場合は、継続して EA21 ロゴマークを使用することはできません。

3.2 認定・登録番号の表示

審査人及び参与は、審査人番号を EA21 ロゴマークの下段に必ず表示しなくてはなりません。

せん。

3.3 条件

使用に当たっては、以下の条件を遵守して下さい。

- 1) 審査人及び参与は EA21 ロゴマークを第三者に譲渡又は貸与することはできません。
- 2) EA21 ロゴマークは、自らのパンフレット、レターヘッド、名刺等に表示することができます。

4. 地域事務局の EA21 ロゴマークの使用

4.1 使用期間

エコアクション 21 地域事務局は EA21 ロゴマークを地域事務局としての認定期間中、使用することができます。地域事務局はエコアクション 21 認証・登録制度実施要領 4 - 6 項で規定する地域事務局認定の更新がなされない場合は、継続して EA21 ロゴマーク使用することはできません。

4.2 地域事務局登録番号の表示

地域事務局は地域事務局番号を EA21 ロゴマークの下段に必ず表示しなくてはなりません。

4.3 条件

使用に当たっては、以下の条件を遵守して下さい。

- 1) 地域事務局は EA21 ロゴマークを第三者に譲渡又は貸与することはできません。
- 2) EA21 ロゴマークは、地域事務局のパンフレット、レターヘッド、また登録した事務局員の名刺等に表示することができます。

5. EA21 ロゴマーク使用状況等の調査

中央事務局は、関係者に対して、EA21 ロゴマークの使用状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。

6. EA21 ロゴマークの不正使用への対応

中央事務局は、EA21 ロゴマークが、関係者により本規程及び「エコアクション 21 ロゴマーク使用の手引」に違反し、又は不正に使用された場合には、認証・登録事業者の認

証・登録取り消し、審査人の認定取り消し、参与の委嘱取り消し、地域事務局の認定取り消しを行うほか、必要な法的措置をとることができます。